

健康保険委員のご登録案内



協会けんぽ佐賀支部キャラクター
クスルン

健康保険委員の活動内容

健康保険事務の相談

各種申請に関する従業員様からの相談対応をお願いします。



周知・広報

協会けんぽからのお知らせの周知、広報物の回覧・掲示をお願いします。



各種事業の推進

従業員様の健康診断受診の案内等、各種事業への呼びかけをお願いします。



よくある

ご質問

Q

健康保険委員に登録すると新たな仕事が増えますか？



A

新たに仕事が増えることはありません。日々の業務に支障の無い範囲でご協力をお願いしております。例えば、協会けんぽがお送りする広報物を社内で回覧したり、従業員様への周知をお願いします。

Q

役職に就いていないと健康保険委員に登録できませんか？



A

役職に関係なく登録できます。協会けんぽ佐賀支部の被保険者（本人）様であればご登録いただけます。

Q

健康保険委員の登録状況は？



A

協会けんぽ佐賀支部では約2,480名の被保険者様が健康保険委員に登録されています。

Q

健康保険委員の登録は強制ですか？



A

法律上の強制力はありません。協会けんぽ加入事業所様とのつながりを深め、健康保険に係る広報や健康づくり活動の普及を図りたいため、橋渡し役として健康保険委員への登録をお願いしております。

Q

事務手続きを社会保険労務士に委託しています。健康保険委員に登録する必要がありますか？



A

委託状況に関わらず、健康保険委員への登録をお願いします。事務手続きに関する情報だけでなく、健康づくりに役立つ情報（健康情報冊子等）も無料で入手できるメリットがあります。

Q

登録方法を教えてください。



A

下記二次元コードの健康保険委員申請フォームからお手続きをお願いいたします。または、別紙の申込書をご記入のうえ協会けんぽ佐賀支部にご提出ください。



健康保険委員申請フォーム